

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年6月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900540 号
厚生局事案番号 : 近畿（脱）第 2000002 号

第1 結論

昭和 36 年 8 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日まで

支給済期間 : ① 昭和 36 年 8 月 1 日から昭和 38 年 8 月 24 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から昭和 40 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間は脱退手当金支給済期間と記録されているが、支給済期間②の A 社に係る厚生年金保険被保険者期間について、日本年金機構が平成 20 年 3 月 17 日に作成したねんきん特別便において、年金給付に反映する記録として記入されていることから、請求期間に係る脱退手当金を支給したという記録は間違いなので、調査の上、年金給付に反映する記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の訂正請求については、i) 請求者の支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、請求者の氏名は、A 社における被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 41 年 7 月 29 日に旧姓から婚姻後の姓に氏名変更されており、請求者に係る請求期間の脱退手当金が同年 12 月 20 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられること、ii) 請求者の A 社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるところ、当該脱退手当金の支給額は、計算上の誤りではなく、法定支給額と一致しており、このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に平成 30 年 11 月 14 日付けで、年金記録の訂正是必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、脱退手当金を受給していないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金給付に反映する記録に訂正してほしい旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

2 脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点や矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情

から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前記1のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900502 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000006 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 2 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得日が平成 2 年 6 月 1 日となっていいるが、請求期間も同社において勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、当該資格取得日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間もA社において勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管しておらず不明である旨回答しており、同社から請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

また、請求者が主張する勤務期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会を行い、複数の元従業員から回答を得たが、請求者の請求期間における具体的な勤務実態についての回答は得られず、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、雇用保険の記録において、A社における請求者の資格取得年月日は厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同じ日の平成 2 年 6 月 1 日となっており、請求期間について請求者の同社における被保険者記録は確認できない。

加えて、前述の回答があったA社の複数の元従業員は、自身について同社では入社日から厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険に加入していない期間は、給料から厚生年金保険料を控除されていなかった旨回答していることを踏まえると、同社では全ての従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において厚生年金保険の被保険者であったこと、及び請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900544 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000004 号

第1 結論

昭和 43 年＊月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年＊月から昭和 48 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続について、詳細な時期等は分からぬが、大学卒業後に、私の父から 20 歳に遡って国民年金に加入したと聞いた。

請求期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額は分からぬが、当時、父が郵便局で勤務していたので、同局において一括納付してくれたと思う。

しかし、年金記録を見ると、請求期間が国民年金保険料の未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の父が国民年金の加入手続を行った旨主張しており、請求者から提出された年金手帳を見ると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、請求者が 20 歳に到達した日の昭和 43 年＊月＊日に国民年金の強制加入被保険者として被保険者資格を取得した旨の記載が確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に対し、昭和 50 年 6 月 30 日に前述の記号番号が払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続時期については、昭和 50 年 4 月又は同年 5 月頃に行われたと推認でき、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、過年度納付及び特例納付をするほかにないが、請求者から当該期間の国民年金保険料の具体的な納付時期及び納付金額等の陳述は得られず、過年度納付及び特例納付が行われたことがうかがえる資料等の提出もない。

また、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索等を行ったが、請求者に対して請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっていることから、当時の事情について確認することができない。

このほか、請求者の父が、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900512 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000007 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社（昭和34年1月16日にB社に名称変更）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和28年4月1日から昭和30年3月1日まで
② 昭和30年4月1日から昭和32年7月1日まで

私は高校を卒業後、昭和28年4月1日にA社に入社し、昭和32年6月30日まで正社員として勤務していたにもかかわらず、年金記録によると、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間は昭和30年3月1日から同年4月1日までとなっている。

請求期間①及び②において、A社で勤務したことが確認できる資料はないが、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録によると、B社は昭和49年10月1日に解散している上、同社の事業主は既に亡くなっていることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事業主等に確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先の判明した同僚に照会したところ、回答のあった複数の同僚は請求者を覚えておらず、当該期間における請求者の勤務状況等を同僚から確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿における請求者の資格取得年月日（昭和30年3月1日）及び資格喪失年月日（昭和30年4月1日）はオンライン記録と一致しており、これらの記録が訂正された等の不自然な点は見当たらない上、昭和32年5月17日に作成されている被保険者名簿にも請求者の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900473 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000005 号

第1 結論

昭和 61 年 4 月及び昭和 62 年 4 月から同年 8 月までの請求期間並びに昭和 63 年 1 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月
② 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 63 年 1 月

請求期間①に係る国民年金保険料について、具体的な時期について覚えていないが、A 県 B 市 C 区役所の窓口で納付書を発行してもらい、同区役所の窓口か同区の自宅近くの D 金融機関で納付した。

請求期間②及び③に係る国民年金保険料については、具体的な手続の時期は覚えていないが、当該各期間の後、事業所に就職した際に、B 市 C 区役所の窓口でその都度納付書を発行してもらい、同区役所の窓口又は同区内の自宅近くの D 金融機関において納付した。

昭和 36 年 4 月に国民年金に加入して以降、国民年金保険料を未納なく納付していたにもかかわらず、請求期間①から③までの各期間について、未納期間とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者は国民年金被保険者資格を昭和 61 年 4 月 22 日に喪失した後、厚生年金保険被保険者資格を同年 5 月 21 日に取得したことにより、国民年金の未加入期間とされていたが、平成元年 3 月 1 日付けで、当該資格喪失日が厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 61 年 5 月 21 日に訂正されたことから、当該期間は、国民年金の未加入期間ではなく未納期間と記録されている。

また、前述の請求者に係る国民年金被保険者資格の喪失日が訂正された時点（平成元年 3 月 1 日）において、請求期間①に係る国民年金保険料は、国民年金法の時効に関する規定（2 年）により納付することができない上、前述の国民年金被保険者資格の喪失日が訂正される前に、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付していた場合には、当該保険料は還付されることとなるが、オンライン記録において、請求者に当該期間に係る国民年金保険料が還付された事蹟は見当たらない。

請求期間②及び③について、オンライン記録によると、請求者の当該各期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、いずれも平成元年 3 月 1 日に入力処理が行われており、当該入力処理時点までは、当該各期間は国民年金の未加入期間であったことから、請求者は当該各期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間②及び③に係る国民年金保険料は B 市 C 区役所の窓口で納付書を発行してもらい、同区役所の窓口又は同区内の D 金融機関で納付した旨陳述しているが、戸籍の附票によると、請求者は昭和 63 年 6 月に B 市 C 区から A 県 E 市に転出していることが確認

でき、オンライン記録において、平成元年3月6日に請求者に対し過年度納付書が作成されているところ、過年度納付書は、被保険者の住所地の社会保険事務所（当時）において発行されるため、請求者の陳述と整合しない。

さらに、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和61年4月から平成元年2月までにB市C区及びE市で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③までの各期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900628 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000006 号

第1 結論

昭和 47 年 11 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 47 年 11 月から昭和 48 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 11 月に A 市役所の集金人が自宅に来たので、当該集金人を介して国民年金の任意加入の加入手続を行い、加入後、自宅において国民年金保険料を納付した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間については国民年金保険料の未納期間となっており、わざわざ任意加入の申出をして、国民年金保険料を納付しないはずがないので、調査の上、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和 47 年 11 月から昭和 61 年 3 月までの期間について、国民年金の任意加入被保険者として、国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、請求者は当該期間において、国民年金の任意加入被保険者であることが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、請求者は自宅に来訪した集金人に対して、国民年金保険料を納付していた旨陳述しているところ、A 市は、請求期間において集金人が国民年金保険料の徴収業務を行っていた旨回答しており、当該期間当時の同市の取扱は、請求者の陳述と符合する。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間後の任意加入期間中の国民年金保険料を全て納付している上、請求期間以外に未納期間はなく、国民年金の種別変更手続も適正に行っていることを踏まえると、国民年金加入後の請求者の年金への関心は極めて高いものと認められ、請求者が、5か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900545 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000008 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 5 日から昭和 29 年 8 月 1 日まで
② 昭和 30 年 8 月 6 日から同年 8 月 30 日まで

厚生年金保険の記録では、C社（適用事業所名は、A社B事業部）における被保険者資格の取得年月日は昭和 29 年 8 月 1 日、喪失年月日は昭和 30 年 8 月 6 日となっているが、同社における取得年月日は昭和 28 年 4 月 5 日、喪失年月日は昭和 30 年 8 月 30 日が正しいと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険法及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことが前提とされている。

しかしながら、A社B事業部（以下「B事業部」という。）の後継事業所であるD社及び同社の担当者は、請求期間①及び②当時の資料を保管しておらず、請求者の当該各期間における勤務状況等は不明である旨回答及び陳述しており、事業所から請求者の当該各期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、B事業部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求者が勤務していたとする期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の元同僚及び請求者が記憶している元同僚に照会し、複数の者から回答を得たところ、請求者を知っているとする者がいたものの、勤務期間等についての具体的な回答は得られず、請求者が、請求期間①及び②においてB事業部に勤務していたことを元同僚から確認することができない。

このほか、請求期間①及び②について、請求者がB事業部に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらぬ。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900608 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000009 号

第1 結論

請求者のA社における平成27年9月1日から平成29年6月1日までの期間に係る標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。

平成27年9月から平成28年8月までは12万6,000円を41万円、同年9月から平成29年5月までは30万円を41万円とする。

平成27年9月から平成29年5月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成29年6月1日まで

A社において厚生年金保険に加入している期間のうち請求期間について、本来記録されるべき標準報酬月額が育児休業取得により支払われた休職給で定時決定されていたので、同社は当該定時決定の基となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）の訂正届を年金事務所に提出した。

しかし、請求期間の訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、当該標準報酬月額を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成27年9月から平成28年8月までは12万6,000円、同年9月から平成29年5月までは30万円と記録されていたところ、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和元年7月に、請求者に係る平成27年及び平成28年の算定基礎届の訂正届がA社から提出され、従前の標準報酬月額（41万円）にて決定されているものの、当該訂正後の標準報酬月額（41万円）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

一方、標準報酬月額の定時決定については、各年の4月、5月及び6月の全ての月において低額の休職給を受けた場合は、従前の標準報酬月額にて決定することとされているところ、A社から提出された請求者に係る平成27年分及び平成28年分の賃金台帳並びに同社の回答から、請求者は、平成27年及び平成28年に係る定時決定の基礎となる各年の4月、5月及び6月の全てにおいて、育児休業による休職給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の事業主が請求者の請求期間に係る育児休業等及び産前産後休業取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2及び同法第81条の2の2において、育児休業等及び産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されていることを踏まえると、請求期間については、同法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、請求期間の前年（平成26年）に定時決定された従前の標準報酬月額である41万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900234 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000010 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成7年1月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成7年1月及び同年2月は9万8,000円を41万円、同年3月及び同年4月は9万2,000円を41万円とする。

平成7年1月から同年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年1月から同年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成8年3月1日から平成11年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成8年3月から同年9月までは9万2,000円を41万円、同年10月から平成9年12月までは9万8,000円を41万円、平成10年1月から同年12月までは9万8,000円を38万円とする。

平成8年3月から平成10年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年3月から平成10年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成7年1月1日から同年5月1日まで
② 平成8年3月1日から平成11年1月1日まで
③ 平成13年1月1日から平成16年6月24日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成7年1月1日から平成16年6月24日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額より低い額となっているので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与支給額（40万円程度）に見合う額に訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、一部期間（平成11年1月1日から平成13年1月1日まで）を除き訂正是認められなかった。

しかし、今回、新たに源泉徴収票等が見付かったので、請求期間①、②及び③の標準報酬月額を、実際に給与から控除された厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された当該期間に係る給与所得の源泉徴収票、雇用保険の記録、A社の同僚から提出された給与明細書及び同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の源泉徴収票等により推認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に死亡しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された当該期間に係る給与所得の源泉徴収票、雇用保険の記録、A社の同僚から提出された給与明細書及び同社の社会保険事務担当者の陳述等から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成8年3月から平成9年12月までは41万円、平成10年1月から同年12月までは38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に死亡しているため回答を得られないが、請求者から提出された源泉徴収票等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は前述の源泉徴収票等により推認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間③のうち、平成13年1月1日から平成14年1月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料を保管しておらず、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主は既に死亡しているため回答が得られることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、請求期間③のうち、平成14年1月1日から平成16年6月24日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る給与所得の源泉徴収票に記されている支払金額は、請求期間③より前の期間に係る源泉徴収票に記されている支払金額と比べると大幅に減額

しているところ、請求期間③のうち、平成14年1月1日から平成16年6月24日までの期間に係る請求者の報酬月額が減額となった事情及び時期はいずれも不明であり、当該期間に係る請求者の各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間③に係る請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③において、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支払われていたこと、及びその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。